



市 章

# 大津市公報

平 成 2 4 年 2 月 1 5 日  
第 2 1 0 0 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
8 大津市男女共同参画推進条例の一部の施行期日を定める規則.....	1
9 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....	1
10 大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則.....	1
<b>告 示</b>	
21 道路の区域の変更について.....	2
22 道路の供用の開始について.....	2
35 公印の印影を縮小したものの印刷について.....	3
36 街区の区域の新設及び変更について.....	3
37 平成12年告示第35号(特定工程及び特定工程後の工程について)の一部改正.....	3
<b>南 消 防 署 長 公 告</b>	
消防法に基づく命令の公告.....	4

## 規 則

大津市男女共同参画推進条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。  
平成24年 2 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 8 号

大津市男女共同参画推進条例の一部の施行期日を定める規則  
大津市男女共同参画推進条例(平成23年条例第47号)第18条の規定の施行期日は、平成24年 2 月20日とする。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。  
平成24年 2 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 9 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成23年条例第64号)附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成24年 2 月15日とする。

大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則を公布する。  
平成24年 2 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第10号

大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則  
(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大津市男女共同参画推進条例(平成23年条例第47号。以下「条例」という。)第18条第9項の規定に基づき、大津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第 2 条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (委員構成)

第3条 条例第18条第5項及び第6項の規定により委嘱する委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 会長は、特定の事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会の委員の互選により定める。

4 前2条の規定は、専門委員会の会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策調整部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年2月20日から施行する。

告 示

大津市告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年2月1日から同月15日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月1日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道北2406号線	大津市本堅田六丁目字蔵所2363番1地先から 大津市本堅田六丁目字蔵所2363番2地先まで	変更前	最小 6.4~最大18.4	38.6
		変更後	最小 6.2~最大 8.4	38.6
市道中3814号線	大津市朝日が丘二丁目733番1地先から 大津市朝日が丘二丁目733番10地先まで	変更前	最小 4.5~最大 4.8	49.0
		変更後	6.0	49.0

(平成24年2月1日掲示済)

大津市告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年2月1日から同月15日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月1日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	供用開始年月日
市道中3814号線	大津市朝日が丘二丁目733番1地先から 大津市朝日が丘二丁目733番10地先まで	平成24年2月1日

(平成24年2月1日掲示済)

**大津市告示第35号**

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 2月15日

大津市長 越 直 美

市印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市	1	総務課長	方7ミリメートル	国民健康保険被保険者証

職印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市長	5	総務課長	方15ミリメートル	伊香立公園有料運動施設使用許可書

**大津市告示第36号**

住居表示を実施した区域について、次のとおり街区の区域を新たに画し、及び変更するので、大津市住居表示に関する条例（昭和38年条例第15号）第2条の規定により告示する。

なお、関係書類は、大津市役所市民部戸籍住民課に備え、一般の閲覧に供する。

平成24年 2月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに区域を画する街区

町 名	街 区
平野二丁目	14

2 区域を変更する街区

町 名	街 区
美 崎 町	10、11
大萱五丁目	11から15まで
大萱六丁目	4、5

3 実施期日 平成24年 2月15日

**大津市告示第37号**

平成12年告示第35号（特定工程及び特定工程後の工程について）の一部を次のように改正する。

平成24年 2月15日

大津市長 越 直 美

第2項中「平成24年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

第5項第3号中「第68条の11第1項」の次に「又は第68条の23第1項」を、「製造者」の次に「又は外国製造者」を加える。

**附 則**

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第5項の規定は、平成24年4月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、同法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類を提出する建築物及び同法第18条第2項の規定による計画の通知書を提出する建築物について適用し、同日前に同法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、同法第6条の2第1項の規定による確認を受ける

ための書類を提出した建築物及び同法第18条第2項の規定による計画の通知書を提出した建築物については、なお従前の例による。

## 南 消 防 署 長 公 告

### 消防法に基づく命令の公告

消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定により、次の防火対象物である建物に存する火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の除去を命じたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

平成24年2月3日

大津市南消防署長 南 久 光

- 1 防火対象物の所在地 大津市松原町128番地1
- 2 防火対象物の名称 F u n & F a n L A N D
- 3 命令の対象者 大津市松原町12番13号  
株式会社キッパーズ 代表取締役 小林 政一
- 4 命令をした期日 平成24年2月2日

（平成24年2月3日揭示済）